

保護打ち切り取り消し

息子の収入認識と決めつけ

山口地裁判決

同居の息子の収入を知りながら申告しなかったと決めつけ、山口県山陽小野田市が生活保護の支給を打ち切ったのは裁量権の逸脱だとして、同市の五十代女性が廃止処分を取り消しを求めた訴訟の判決で、山口地

裁は十九日、困窮程度に関する事情を十分考慮していないなどとして処分を取り消した。

判決などによると、女性は一九九九年に離婚し、翌年十月から生活保護を受給。うつ病を発症しており、二〇〇九年ごろには乳がん^{がん}に罹患した。その後、市の課税調査などで次男が一五、一六年、約三十二万

円のアルバイト収入を得ていたことが発覚。市が保護費を徴収した後も一六年の約三十四万円の収入が分かり、市は一七年八月に保護廃止を決定した。

山口格之裁判長は判決理由で市は次男から事情聴取せず、原告が就労の事実を認識していたと決めつけて廃止処分をしたと指摘。保護の停止を経ず直ちに廃止する必要や緊急性も認められなかったとした。その上で「廃止がもたらす被保護世帯の事情を考慮せず、社会通念に照らして著しく

妥当を欠くもので、裁量権を逸脱または乱用した」と判断した。市の担当者は「判決文を見てから今後の対応を検討する」としている。